

県政 150 周年記念ロゴマーク使用取扱規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、県政 150 周年記念ロゴマーク（以下「150 周年ロゴ」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(使用できる者)

第 2 条 県政 150 周年記念協力企業・団体及び市町村（以下「150 周年協力企業等」という。）は、県政 150 周年を P R する目的で作成する告知物等に 150 周年ロゴを使用することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は除く。

- 一 愛知県や 150 周年ロゴの品位を傷つけ、又は傷つけるおそれのあるとき。
- 二 営利を目的として使用するとき。
- 三 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれがあるとき。
- 四 特定の個人、政党、宗教団体を支援若しくは公認するとき、又はそのような誤解を与えるおそれのあるとき。
- 五 その他、県政 150 周年の P R に不適當な使用をするとき。

(使用承認申請)

第 3 条 150 周年協力企業等が 150 周年ロゴを使用する場合には、あらかじめ「県政 150 周年記念ロゴマーク使用（変更）承認申請書」（様式第 1 号）に必要な書類を添付して、愛知県知事（以下「知事」という）に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 知事は、前項の申請があった場合、前条各号に該当しないことを確認し、150 周年ロゴの著作権者の承認を得た場合に限り、使用を承認することができる。
- 3 前項の承認は、「県政 150 周年記念ロゴマーク使用（変更）承認書」（様式第 2 号）をもって行う。

(使用上の遵守事項)

第 4 条 150 周年ロゴを使用する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 第 3 条 3 項又は第 5 条 2 項に基づき承認された用途のみに使用すること。
- 二 色、デザインの改変など、応用使用はしないこと。
- 三 150 周年ロゴが使用された完成品等を使用開始前に提出すること。ただし、提出が困難であると認められるものについては、その写真をもって代

えることができる。

(承認内容の変更)

第5条 第3条第3項の使用承認を受けた者が、承認された内容を変更しようとするときは、あらかじめ、「愛知県150周年ロゴマーク・キャッチコピー使用(変更)承認申請書」(様式第1号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 知事は、前項の申請があった場合は、第3条第2項及び第3項を準用する。

(違反等に対する取扱い)

第6条 第3条第3項又は第5条第2項の使用承認を受けた者が、第4条に定める事項を遵守しなかったとき、又はその他この規程に違反したときは、知事はその使用の差止めの請求、又は必要な指示等(以下「請求等」という。)を行う。その場合、使用者はただちに、その請求等に従わなければならない。この場合、使用承認を受けた者に損害が生じても、知事はその責めを負わない。

(補則)

第6条 この規程に定めるものの他、150周年ロゴの取扱いに係る必要な事項は、知事が別に定める。

附則

この規程は、令和3年11月1日から施行する。

様式第1号（第3条第1項及び第5条第1項関係）

県政150周年記念ロゴマーク使用（変更）承認申請書

年 月 日

（あて先）

愛知県知事

申請者 住所（所在地）

氏名（名称及び代表者職・氏名）

県政150周年記念ロゴマークを使用したいので、下記のとおり（変更）申請
します。

記

- 1 使用（変更）目的及び使用（変更）方法
- 2 使用（変更）期間（2023年3月31日までとする）
- 3 連絡先（担当者、電話番号）
- 4 添付書類
企画書等（完成品イメージ図、写真等）

様式第2号（第3条第3項及び第5条第3項関係）

県政150周年記念ロゴマーク使用（変更）承認書

年 月 日

様

愛知県知事 大村 秀章

年 月 日付けで申請のありました県政150周年記念ロゴマークの使用（変更）については、下記のとおり承認します。

記

1 承認内容

- （1）県政150周年記念ロゴマーク使用（変更）申請書の申請内容どおりに使用すること。
- （2）県政150周年記念ロゴマーク使用取扱規程を遵守すること。

2 承認番号

号